

労働総研 ニュース

No. 377・378

2021年8・9月

発 行 労働運動総合研究所（略称：労働総研） <http://www.yuiyuidori.net/soken/>
 〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
 ☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

労働運動総合研究所

アニユアル・リポート～2020年度

賃金・最低賃金問題研究部会	代表者	山縣 宏寿
年度中に取り組んだ調査研究テーマ 最低賃金、同一労働同一賃金	メンバー人數	11人

①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

これまでいわゆる伝統的な主流派経済学では、最低賃金は、社会に失業をもたらし、市場の攪乱要因としての把握が長らく行われてきた。こうした議論は、Stigler, George J (1946) : "The Economics of Minimum Wage Legislation" , *American Economic Review*, Vol. 36, No.3 以降、活発に行われてきたものである。しかしながら、他方で、Card, David and Alan Krueger (1994) "Minimum Wages and employment: a case study of the fast food industry" , *American Economic Review* 84: 772-793. のように、最低賃金の上昇による雇用喪失効果は認められないとする研究も行われてきた。そして、近年では、Cengiz, D., Dube, A., Lindner, A. and Zipperer, B., 2019, "The Effect of Minimum Wages on Low-Wage Jobs", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol.134No.3, pp.1405-1454にみられるように、最低賃金による雇用喪失効果に対して疑問符を突き付ける研究蓄積が行われてきている。

今日の日本社会において、最低賃金を上げることによる雇用喪失効果は認められるのか、また全国一律最低賃金制度は、社会に対してどのようなインパクトを与えるのか、研究を行うことが、本研究部会の重要な研究テーマの一つである。

②年度期間中に明らかになった論点

2011年以降における各都道府県別の最低賃金の累積増加額と、「労働力調査」の都道府県別完全失業者（モデル推計値）年平均のデータを用いて、最低賃金の累積増加額は、失業を増加させる形で作用しているのか、分析を行った。その結果、最低賃金の累積増加額が相対的に高い地域では、失業を増加させておらず、むしろ逆に失業者数が減じている負の相関関係になっていることが、暫定的な分析結果として得られた。

最低賃金の水準と都道府県別転入・転出数についても、分析を行ったところ、最低賃金が高い地域に、転入超過として、人口が移動していることが確認でき、最低賃金が低い地域では転出傾向となっていることが把握できた。このことは、政府がすすめる地方創生、たとえば、まち・ひと・しごと創生本部が示す政策の方向性と齟齬をきたすものであり、政策の整合性の観点からも、全国一律最低賃金制度を位置づけなおす必要性があることを明らかにした。

③その他

本研究部会の研究成果の一部は、2021年3月に衆議院議員会館で行われた学習会の他、雑誌『経済』のシンポジウムにおいても、公開された。

目

次

アニユアル・リポート～2020年度 …1

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| ・賃金・最賃問題研究部会…1 | ・労働時間・健康問題研究部会…4 | ・社会保障研究部会…7 |
| ・女性労働研究部会…2 | ・労働組合研究部会…5 | ・関西圏産業労働研究部会…8 |
| ・中小企業問題研究部会…3 | ・労働運動史研究部会…6 | |

理事会報告他…9

全国研究交流会案内…12

女性労働研究部会	代表者	中嶋 晴代
年度中に取り組んだ調査研究テーマ ジェンダー平等の実現に向けて コロナ禍の下における女性労働者の実態と課題	メンバー人數	9人

①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

1. ジェンダー平等の実現に向けて「第5次男女共同参画基本計画」の問題点及び「第9次日本定期報告へのILO事前質問事項」、ジェンダー視点から考える税・社会保障制度の問題点等
2. コロナ禍における女性労働者の実態と課題を自治体労働者、客室乗務員、フリーランスの女性などを通して明らかにする。

②年度期間中に明らかになった論点

※第5次男女共同参画基本計画では「女性の雇用状況は改善に向かい、非正規雇用やテレワーク等を多様なニーズに応えるものとして積極的意義を認める」など基本認識に問題があり、対策もきわめて不十分である。「202030」の到達目標も先送りした。ILO事前質問事項にある賃金・処遇、労働環境に関する指摘に応えるものになっていない。

※女性の自立、福祉国家の維持には女性の勤労権を保障し、女性の経済力・担税力を強めることが必要だが、既婚女性に労働抑制的作用が強い制度として「配偶者控除・特別控除、第3号被保険者制度、非正規雇用労働者への社会保険未適用、妻への扶養手当」や不十分な保育・介護制度、長時間労働等が残存している。労働政策・社会保障制度の抜本的改革とともに、ライフスタイルが多様化する下で控除対象者がいる既婚世帯を優遇する制度を解消するための対応策と労働者・国民の合意づくり、ジェンダー平等への学習が必要である。

※「女性活用政策」として「多様な働き方」が推進され、非正規が女性労働者の6割を占め、低賃金で生活できない。女性差別は男性の雇用も劣化させてきた。コロナ禍はとりわけ女性労働者の雇用と生活の悪化をもたらしている。雇用におけるジェンダー平等の実現に向けて、性別役割分担の打破、労働政策や税・社会保障制度のあり方の改革、女性蔑視・女性差別解消などが重要である。そのためにも労働運動における意思決定機関への女性の参加が求められている。

※コロナ危機の下で住民のくらしは自治体とそこで働く労働者の奮闘で支えられているが、民営化・民間委託、保健所の削減などが状況を悪化させている。また、会計年度任用職員はわずかに勤務時間が短いだけでパートとされて処遇が大きく異なり、処遇改善、正規化のとりくみが必要。

※日本の客室乗務員の労働条件は過酷で在職死亡が多く、経験や能力を反映しない恣意的な人事評価制度が賃金に連動しており、諸外国の働き方と大きく乖離している。早期退職が多く、若い女性の使い捨てになっている。職場の切実な要求を実現するにはたたかう労働組合が必要である。

※労働法上の保護がないフリーランスの実態は低賃金、長時間労働、発注者や仲介業者からの一方的な不利益変更、ハラスマントなど多くの問題がある。女性フリーランスは廉価での発注のターゲットにされ、産前産後・育児休業も保障されず、保育園入園も困難。とりわけ、コロナ禍は休校等対応給付金での差別支給、持続化給付金における被扶養者・被雇用者除外など女性フリーランス差別を浮き彫りにした。労働者性を確立し、権利保障を強化することが重要である。

※女性部の重要性が明らかにされた。コロナ禍で広がったオンラインの活動形態は今後も女性部活動の活性化の上で重要である。

中小企業問題研究部会	代表者	松丸 和夫
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人數	
中小労働運動の活性化、地域・企業の持続的発展		11人

①研究経過

この間の特徴は、消費税の10%増税と新型コロナ対策の失政によって安倍内閣が崩壊し、新たに誕生した菅自公政権のもとでも新自由主義的な弱肉強食の経済財政運営が継続された。こうした中、中小企業の業績悪化・経営危機と地域経済の疲弊がすすみ、中小企業に働く労働者の状態悪化、関係単産が直面している諸問題に対処するために、当部会は計3回の研究会をすべて公開にて開催した。(出席者は10人前後)

研究会では、部会メンバーのほか他団体や他の部会の研究者、全労連役員らの出席を得ながら、つぎのような課題を研究して成果を広めることとした。

②年度期間中の研究テーマと（報告者）

◇菅政権の中小企業政策について (労働総研代表理事・中央大学教授・松丸和夫氏)

　　中小企業の現状と政府支援策 (同 理事・部会事務局・中島康浩氏)

　　国会答弁・政府予算案（概算要求）から (日本共産党国會議員団事務局・佐田珠実氏)

◇宮崎雅人著「地域衰退」の書評

～ 中小企業論×地域経済論の視点から～ (部会委員・駒澤大学教授・長山宗広氏)

◇コロナ危機を乗り越える中小企業政策・要求について

～中小企業団体の取り組み～ (中小企業家同友会全国協議会事務局長・斎藤一隆氏)

(部会委員・全国商工団体連合会事務局員・藤田信好氏)

③今後の課題

中小企業労働運動をめぐる情勢の特徴は、消費税増税と最賃凍結による消費の伸び悩み、後手後手のコロナ対策などによって、中小企業の経営と労働者の生活が深刻な危機に直面している。加えて大企業のグローバル展開は、ここに来て木材、半導体、ガソリンの品薄と価格高騰に見舞われ、新たなリストラが強行されている。当部会は、菅政権による憲法改悪策動や原発再稼働、労働法制の改悪などの横暴を許さず、国内市場・地域経済のなかで活躍する中小企業を守り発展させるための共同研究をすすめる。

また、全労連が戦略的に強化する「8時間働けば人間らしく暮らせる社会」「持続可能な地域経済・社会」の実現に資するよう、最低賃金全国一律1500円、公契約条例の制定、中小企業・市場産業の支援策、消費税の減税などの課題について、民主的な中小企業家・団体とも協力しながら、理論的な研究や、運動推進に役立つ情報・資料提供に努める。

労働時間・健康問題研究部会	代表者	佐々木 昭三
年度中に取り組んだ調査研究テーマ ① コロナ禍における労働時間の動向と健康問題 ② 安倍「働き改革」・「過労死防止法」・国際労働基準と労働時間・健康問題の課題 ③ 青年労働者の過重労働と労働時間、過労死・過労自死・健康問題 ④ 「8時間働きばふつうに暮らせる社会」の労働時間と賃金・雇用の働くルール	メンバー人数 10人	

研究計画と活動内容

①コロナ禍における労働時間の動向（在宅勤務、テレワークなど）とコロナ感染予防への心身の健康問題では、「春闘白書」と統計資料で実労働時間の変化を正規雇用・非正規雇用、産業・業種別での特徴と国際的な動向を検討した。テレワークの労働と労働時間実態を資料調査データで検討し、また、高度プロフェッショナル制度導入状況と勤務間インターバル制度の導入状況も検討した。コロナ感染防止と労働時間規制の課題が明らかにされた。感染予防対策では、いの健全国センター、社会医学研究センター、労働組合でのとりくみを参照した。教職員の労働安全衛生活動では報告いただいた。

②安倍「働き方改革」～労働時間上限規制、インターバル、年休と特別協定問題の実態把握と労働時間・健康問題の改善・課題を部会委員と運動団体のとりくみと合わせて検討では、過労死防止学会、社会医学研究センター、いのちと健康全国センター、金属労働研究所などの活動もふまえて検討してきた。①での検討をふまえ、「過労死防止白書」「過労死防止大綱改定」での特徴と課題、過労死防止学会での国際労働基準をふまえた日本の過労死問題の検討、金属労働研究所の時短研究会の労働組合の労働時間短縮闘争の報告での内容を深めた。

③研究所プロジェクト「働く貧困と若者」に関連して、青年労働者の過重労働と過労死・過労自死・健康問題の検討を継続では青年労働者の運動団体の報告と青年労働者の調査もふまえて検討では、いの健全国センターでの青年労働者過労死事例と若者調査の中間報告の特徴を紹介議論した。

④「8時間働きばふつうに暮らせる社会を」の要求・政策の内容と正当性では、労働時間・健康問題を雇用の安定と生活できる賃金と一体化してとらえ、この課題を社会保障・社会福祉・公衆衛生と両輪としておさえてゆくことでは、全労連の労働時間要求政策と運動、「春闘白書」「過労死防止白書」「過労死防止大綱改定」に見る特徴と課題、過労死防止学会での報告と論議での論点を深め共有した。

それは①1日8時間労働制の確立、そのための労働法制改正による法的規制、②すべての労働者の労働安全衛生体制の職場での確立と実効性、③労働組合を強く大きく、労働者代表制の実質機能による労使対等な労使関係、④労働者保護の労働行政の民主化と体制強化である。

*コロナ禍で研究会は4回しか持てなかつたが、資料・情報の共有などして、今後1年継続して、研究テーマを探究してゆく。金属労研時短研究会との問題意識と課題の共有が深められた。

労働組合研究部会	代表者	赤堀 正成
年度中に取り組んだ調査研究テーマ ナショナルセンターの組織と運動	メンバー人數	15人

①調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

本研究会は、前年度来、労働戦線再編30年を機に、全労連がこの30年間に果たしてきた歴史的役割の検討を行ってきた。それを踏まえ、今年度は、(イ) 連合の30年間の歴史、及び、(ロ) 労働基本権、とりわけストライキ権の行使の在り様の歴史的変遷について検討した。

(イ) 連合についてはとくに、(a) 全労連と異なりローカルセンターを構成単位とせず産業別組織のみで構成されていることが連合の運動にどのように現われているか、(b) 産業別組織の強さとナショナルセンター機能の関係、(c) 地域における労働組合運動の在り方、(d) 大企業の労働組合から中小企業の労働組合、ユニオン、公務部門を組織していることが連合の方針や運動にどのような影響並びに特徴をもたらしているか、等々について検討した。

(ロ) 労働基本権、とりわけストライキ権については、その行使の在り様の高度成長期から今日に至る歴史的変遷と今日の状況、ストライキ権の行使が現状に持つ意義と可能性について検討した。

②年度期間中に明らかになった論点

前年度来の全労連を主たる対象とした研究に、今年度の連合を主たる対象とした研究の成果を踏まえて、全労連をはじめとする労働組合運動の前進にコミットする研究をさらに強化していくために、研究課題を集団としても個人としてもさらに深めていかなければならない。

その際、政策制度闘争が主となる野党共闘下の労働組合運動についてはもちろんだが、経済闘争及び労働基本権を踏まえた現代的な職場闘争のあり方について現状を踏まえながら現状を克服するための示唆と視点を具体化していかなければならない。

労働運動史研究部会	代表者	岡野 孝信
年度中に取り組んだ調査研究テーマ 医療労働運動（単組）の歴史から見た運動・組織の発展と 課題に関して	メンバー人数	5人

今年は、コロナ禍の関係でメンバーが集まり作業を予定通りに進めることができず、研究部会代表と各メンバーの間で個別の協議を重ねつつ、研究内容を若干変更して、第1回研究会を5月10日、また、第2回研究会を7月7日、ズームを利用して行った。

(1) 調査研究が明らかにしようとしている中心点

わが国の労働組合は、企業別組合としての大きな弱点を持つことから、それを克服する課題の彼岸に産業別労働組合（単一）を対峙して論議されてきた経過がある。また、論議だけではなく、一部の単産（日本医労協など）ではその実践が試みられた歴史もある。

それも影響してか、わが国の労働組合（企業別組合）の弱点を宿命的に捉え、戦後、弱点を持ちながらも一定の発展を成してきた労働組合（産業別組織と企業別組織）の運動と組織の歴史的研究が弱くなっているように思われる。

労働運動と政治・経済との関連、労資関係における必要な法的規制、個々の労働者に対する法的保護などは労働組合に関する重要な研究課題である。同時に、わが国の労働組合とその運動の歴史（組合史）を押さえ、その形成と発展を事実にそって把握し、労働組合発展の要因を明らかにしていくことも求められているように思える。

「わが国の労働組合」といっても、産業や企業規模、地域等によって、その運動と組織には共通点と共に、かなりの差異があり、総合的な研究は現実に困難である。そのような中で、当部会では、その研究課題の一端として、当面、わが国の医療労働組合を取り上げて研究を進める。当部会が医療労働組合をとりあげるのは、医療・介護労働者の組織対象者がすでに500万人を超え、医療労働組合の発展が今後のわが国の労働運動にも少なからず影響を与えるものであると考えるからである。

本期は、具体的に、以下の3つの医療労働組合の歴史（各組合史）を押さえ、単組における運動発展と組織強化についての教訓と課題を実証的な事例として考察する。

- ①全日本地域医療機能推進機構病院労働組合（全JCHO病院労働組合）
- ②茨城県厚生連労働組合
- ③岩手県医療局労働組合の夜勤制限闘争—その意義と過程—
- ④その他、

(2) 年度期間中に明らかになった論点

第1回研究会のフリートークングの中では、言い古されたことでもあるが、重要なことは、困難であっても、やはり①職場での組合活動をどう確立するかという課題を避けては労組の発展はないこと、②「組織は人なり」といわれるよう、組合員教育とともに、幹部・活動家をどう育成するかということを具体化する必要性、③これまでの歴史をふまえ、組織の拡大強化の教訓を明らかにすることの重要性、④そこでの、産業別組織の役割、などが各自から強調された。第2回研究会では、①～②の歴史について、各自が作業に関わった「組合史」の概要について報告され、当研究会でまとめうえでの各自の考えが報告された。また、岡野が戦前・戦後を通じたわが国医療労働組合運動の時期区分について報告、議論を深めた。

(3) その他

なお、本年度に入り、前年度の研究課題であった『戦後労働組合運動の証言』(A4冊子-175頁)の整理を8月に終え、労働総研の内部資料とした。また、労働総研編集部の依頼を受けて、『クォータリー』への転載について、事務局と具体化について検討をすすめている。

社会保障研究部会	代表者	日野 秀逸
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人数	
『社会保障運動入門』テキスト発刊に向けて		11人

① 調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

この間、社会保障の改悪が進められているため、労働組合運動が社会保障改悪を阻止できるような、市民を巻き込んだ運動が求められている。そのためには、組合員が社会保障を学習するテキストを作成する必要があると部会研究会で決定した。

『社会保障運動入門』のテキストを部会メンバーが原稿執筆を行い、発刊に向けて取り組んでいる。

② 年度期間中に明らかになった論点

『社会保障運動入門』のテキストについて、部会メンバーが担当箇所を執筆し、学習の友社を交えて、編集作業を行い、2021年9月刊行に向けて調整を図っている。

③ その他

『社会保障運動入門』のテキストが発刊されたら、宣伝をして、多くの労働組合活動で活用されるようにしなくてはならない。その方法を具体的に検討していく。

関西圏産業労働研究部会	代表者	伊藤 大一
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人數	
①コロナ禍での労働運動 ②現代資本主義と非正規雇用 メンバー人數	6人	

2020年度、関西圏産業労働研究部会（産労研）は2つのテーマでおこなわれた。

(1) コロナ禍での労働運動

全労連加盟組合の活動家とともに、コロナ下において労働運動の新しい前進を勝ち取るための論点を解明しようとした。具体的には、京建労、大阪府職労、京都府職労、京都市職労、民医連の活動家から活動実態を報告してもらい、討議した。

討議を通して、コロナ禍であるので、対面での活動に制限があり、そのためウェブ媒体を使った活動実態が鍵となることが明らかになった。さらに、zoomなどこれまでにないWeb技術を活用し、遠隔地との交流も容易になった。これらはこれまでにない、労働運動の条件拡張といえる。

さらに、組合活動活性化の手法としてコミュニティ・オーガナイジング（CO）を活用している組合が多くあった。COは決してこれまでの労働組合活動方法と本質的に大きな差はないものと思われる。ただし、末端の組合員の参加や意見を積極的に引き出し、組合活動を下部から活性化させる手法として機能していることが明らかになった。

(2) 現代資本主義と非正規雇用

産労研には、若い大学院生が所属している。この若い大学院生育成のための研究も実施してきた。具体的には、現代資本主義に関わる基本文献や話題になった文献の輪読と、大学院生の調査研究発表であった。この大学院生は、博士号を取得し、2021年4月に大学教員として就職することができた。若手育成に成功した点は非常に喜ばしいことであった。今後の産労研の中心メンバーとして活躍して貰いたい。具体的におこなった研究会は次の通りであった。

2020年8月30日

岸田未来（立命館大学）

書評 今野晴貴〔2020〕『ストライキ2.0』集英社新書

近間由幸『博士論文報告』

2021年2月27日

書評 伊藤大一（大阪経済大学）

ガーザ・A〔2021〕『世界を動かす変革の力—ブラック・ライブズ・マター共同代表からのメッセージ』

2020～21年度第4回常任理事会報告

労働総研2020～21年度第4回常任理事会は、2021年7月24日午後1時～2時、松丸和夫代表理事の司会で、Zoomによるオンラインで開催された。

1. 報告事項

前回常任理事会以降の研究活動や企画委員会・事務局活動などが藤田実事務局長より報告され、承認された。

2. 協議事項

(1)入退会の申請が斎藤力事務局次長より報告され、承認された。

(2)研究部会運営委員追加の申請について事務局次長より報告され、承認された。

(3)会費の納入状況と長期未納者への対応について事務局次長より報告され、承認された。

(4)全国研究交流会について、開催日、開催形態、内容について事務局次長より報告され、承認された。

(5)団体会員の会費についての要望について事務局次長より報告され、承認された。

2020～21年度第1回理事会報告

労働総研2020～21年度第1回理事会は、2021年7月24日午後2時～4時、Zoomによるオンラインで開催された。冒頭、桑田富夫代表理事より開会あいさつがおこなわれ、その後、斎藤力事務局次長が、規約第28条の規定を満たしており、第1回理事会は有効に成立していることを報告、確認した後、松丸和夫代表理事の議長で議事は進められた。

議題1として2020～21年度の主な活動について藤田実事務局長より報告した。

最初に、研究所プロジェクト（若者調査）については、①「労働総研ニュース」に調査結果の概要を掲載した。②アンケート調査結果を補強するため、聞き取り調査を実施している。③アンケート調査の結果分析については『労働総研クオータリー』No.120（2021年夏季号）への

掲載を、聞き取り調査についても、『労働総研クオータリー』で報告の予定。村上英吾常任理事より補足の報告があった。

次に、研究部会体制のあり方に関する検討チームでの検討状況について、これまでの会合において出されている主な意見について報告し、引き続き検討を行うとともに、研究部会代表者とも意見交換をしながら、来年の総会に向けて検討結果をまとめる予定であることが報告された。

次に、労働総研事務所が入居しているマンションについて、耐震脆弱性および建物の経年劣化等を考え、管理組合理事会からの提案次第では退去・移転について企画委員会を中心に検討を行うことが報告された。

以上の議題1について、討議の上、承認された。

議題2として、事務局次長より2020年度会計報告について報告、また、谷江武士監事より2020年度監査報告について報告、次に、事務局次長より2021年度予算案について提案され、それぞれ承認された。

議題3として、労働総研の一般社団法人への移行について、藤田実事務局長より以下の点が提案された。

提案内容として、①労働運動総合研究所を現在の「人格なき社団」から一般社団法人に移行する、②そのため、一般社団法人の定款認証、法人設立の登記申請など一連の手続きを行う、③現在の「人格なき社団」としての労働運動総合研究所は、必要な手続きを経て適切な時期に解散する。

提案に至った理由として、①持続可能な研究所へ発展させる観点、②「人格なき社団」としての労働総研が抱える問題（不動産登記が「人格なき社団」では不可能など）を解消する観点から、それぞれ説明された。

議題3については、一般社団法人の定款案を含めて討議の上、承認された。なお、討論では、一般社団法人になると理事数が現在よりかなり減少するが、多くの理事が知恵を出し合って研究活動を進めてきたこれまでの利点が生かせる

よう、定款細則等で補強する必要があるのでは
ないか、などの意見が出された。

最後に、桑田富夫代表理事が閉会あいさつを
おこない、終了した。

研究部会報告

・中小企業問題研究部会（7月14日）

コロナ禍の厳しい経済状況が1年余も続くもとで、「コロナ危機を乗り越える中小企業政策・要求」と題して、中同協の斎藤一隆事務局長と、全商連の藤田信好事務局員より各々中小企業団体の取組みの報告を受けた。

中同協の斎藤氏は、新型コロナ影響調査（本年2月）を報告。会員企業が利用した国の支援策は、①持続化給付金が48%、②政府系金融機関の融資33%、③雇用調整助成金31%、④セーフティネット保証31%、⑤民間金融機関の実質無利子無担保融資25%、⑥家賃支援給付金22%で利用されている。これらは役に立った一方で、「もっと拡充を」「手続きが煩雑」との回答も増加傾向。また、菅政権の成長戦略会議で議論になった、中小企業の低生産性と企業再編・市場撤退論について会長談話で批判した。

全商連の藤田氏は、この間、不支給決定を受けた持続化給付金52件、家賃支援給付金9件について、速やかに支給するよう中小企業庁に求める運動を紹介した。とくに、急ごしらえのシステム上の問題や体制上の不備も、不具合は申請者に押し付けられ、「書類不備」「不支給決定」が乱発されてきた。その審査員は、再委託・外注先のパソナと大日本印刷の関連企業所属のこと。休業・時短協力金でも支給率が64%とワースト1の大日本印刷で審査するのはパソナだった。全商連では、影響が深刻な小規模企業にこそ迅速で手厚い支援を講じるよう求めている。

・女性労働研究部会（7月19日）

「ジェンダー視点から考える税・社会保障制度の問題点と改革の方向性（『労働総研クォータリー』2021年春季号の清山玲氏論文）」を取り上げ、中嶋晴代さんが報告した。筆者は、福祉国家を維持するために女性の勤労権を保障し、女性の経済力・担税力を強めることが不可欠だが、現行の税・社会保障制度等にはそれを阻害するものが残存しており、既婚女性に労働抑制的作

用が強い制度として「①配偶者控除・特別控除、②第3号被保険者制度、③非正規雇用労働者への社会保険未適用、④妻への扶養手当」、不十分な保育や介護など社会保障制度の問題点を指摘し、連帯できる制度への転換が必要としている。

討論では、女性の権利・自立、労働時間短縮など労働政策の必要性、ライフスタイルの多様化の下で控除対象者がいる既婚世帯を優遇する制度の矛盾と廃止の意義、労働組合・社会での合意づくりの困難さ、現行制度の当該世帯が税や保険料負担が増すだけとならないような対応策の必要性などが論議された。

7月の研究活動

- | | |
|------|------------|
| 7月4日 | 雇用問題研究会 |
| 5日 | 労働組合研究部会 |
| 7日 | 労働運動史研究部会 |
| 14日 | 中小企業問題研究部会 |
| 19日 | 女性労働研究部会 |
| 23日 | 社会保障研究部会 |

7月の事務局日誌

- | | |
|------|---------------|
| 7月3日 | 全印総連大会へメッセージ |
| 10日 | 企画委員会 |
| | JMITU大会へメッセージ |
| | 全日赤大会へメッセージ |
| 20日 | 医労連大会へメッセージ |
| 24日 | 第4回常任理事会 |
| | 第1回理事会 |

労働総研・2020-21年度全国研究交流会

2021年9月4日（土）午後1時～4時
全労連会館2階ホール+Zoom

1. 開会あいさつ
2. 第1部：研究部会からの報告と意見交換（13時～14時）
3. 第2部：研究所プロジェクト「若者調査」の結果報告と意見交換
(14時～16時)
4. 閉会あいさつ

- ※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、可能な限りZoomでの参加をお願いします。全労連会館2階ホール会場での参加を希望する方は、労働総研事務局(rodo-soken@nifty.com)までメールでご連絡をお願いします。
- 2 Zoomでの参加をご希望の方は労働総研事務局（上記）までメールでご連絡ください。追ってZoomミーティングのURLを送ります。
- 3 なお、会場参加ご希望の方の交通費は自己負担となります。